

第44号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の2の備考中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 (1)のアの表又は(2)のアの表に掲げる体育館の2分の1を使用するときの使用料の額は、これらの表及び前号の規定により算出した額の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年社会教育施設の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。